

食品等事業者の皆様へ 2021年6月1日から 新たな営業許可・届出制度が始まります！

食品衛生法の改正に伴い、営業許可制度が見直されるとともに、法律に基づく営業届出制度が創設されました。新制度は **2021年6月1日** から施行されます。

1 「営業許可制度」の見直し

現在の 34 許可業種から 32 許可業種に変更されます。新たに追加された許可業種があるほか、一部は届出業種に移行します。

2 「営業届出制度」の創設

32 の許可業種と、一部の届出対象外業種以外の営業を行う場合、届出が必要となります。

※2021年6月1日以降、条例に基づく届出は改正食品衛生法の施行に伴い不要となります。

対応フローチャート

「A 営業許可業種」(2ページ参照)に該当しますか？

はい

いいえ

「C 届出対象外業種」(3ページ参照)に該当しますか？

はい

いいえ

A 営業許可業種

施設を管轄する保健所で、営業許可を取得してください。

施設基準
有

HACCPに沿った衛生管理
対象

食品衛生責任者の設置
必要

B 営業届出業種

食品衛生等システムにより、営業の届出をしてください。(管轄保健所で、紙での届出も可能です)

無

対象

必要

C 届出対象外業種

対応不要

無

対象外

不要

【HACCPに沿った衛生管理】

事業規模や取扱う食品の特性に応じて「HACCPに基づく衛生管理」または「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」のいずれかの実施が必要です。

★詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「HACCP(ハサップ)」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_ryou/shokuhin/haccp/index.html



【食品衛生責任者の設置】

食品衛生責任者の資格取得については、管轄の愛知県食品衛生協会支部にお問い合わせください。

★愛知県食品衛生協会支部一覧：<http://www.ai-syoku.sakura.ne.jp/shibu-ichiran.html>



A 営業許可業種（32 業種）

- | | | | |
|----------------------|---|------------|-------------|
| ①飲食店営業 | ②調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 ^{*1} | | |
| ③食肉販売業 ^{*2} | ④魚介類販売業 ^{*2} | ⑤魚介類競り売り営業 | ⑥集乳業 |
| ⑦乳処理業 | ⑧特別牛乳搾取処理業 | ⑨食肉処理業 | ⑩食品の放射線照射業 |
| ⑪菓子製造業 | ⑫アイスクリーム類製造業 | ⑬乳製品製造業 | ⑭清涼飲料水製造業 |
| ⑮食肉製品製造業 | ⑯水産製品製造業 | ⑰冰雪製造業 | ⑮液卵製造業 |
| ⑲食用油脂製造業 | ⑳みそ又はしょうゆ製造業 | ㉑酒類製造業 | ㉒豆腐製造業 |
| ㉓納豆製造業 | ㉔麵類製造業 | ㉕そうざい製造業 | ㉖複合型そうざい製造業 |
| ㉗冷凍食品製造業 | ㉘複合型冷凍食品製造業 | ㉙漬物製造業 | ㉚密封包装食品製造業 |
| ㉛食品の小分け業 | ㉜添加物製造業 | | |

（※ 1）コップ式自動販売機で自動洗浄装置等の危害発生防止装置を有し、屋内設置の場合等は営業届出対象
（※ 2）包装済みの食品のみを取り扱う場合は営業届出対象

【新たに許可対象となる業種】

⑯水産製品製造業

魚介類その他の水産動物若しくはその卵を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業。



⑰液卵製造業

鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造をする営業。

㉙漬物製造業

漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業。



㉚密封包装食品製造業

密封包装食品であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないものを製造する営業。

㉛食品の小分け業

食品許可業種（菓子製造業等 14 業種）において製造された食品を小分けする営業。

【取扱える食品の範囲が変更される主な業種】

①飲食店営業

その場で客に飲食させる営業に加え、短期間のうちに消費されることを前提とした「調理」業を対象とする。
また、旧喫茶店営業を統合。

⑪菓子製造業

客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供する場合、飲食店営業の許可は不要。
また、旧あん類製造業を統合。



㉕そうざい製造業

そうざいの製造に加え、これらを米飯やパンと組み合わせた食品の製造。

【一部（又は全部）が届出業種に移行する業種】

②調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

コップ式自販機で自動洗浄装置等の危害発生防止装置を有し、屋内設置の場合等は営業届出の対象に移行。

③食肉販売業、④魚介類販売業

包装済みの食品のみを取り扱う場合は営業届出の対象に移行。



㉗冷凍食品製造業

従来の食品の冷凍又は冷蔵業のうち、倉庫業は営業届出の対象に移行。

・ 乳類販売業、冰雪販売業

営業届出の対象に移行。



B 営業届出業種

「A 営業許可業種」及び「C 届出対象外業種」以外の全ての食品営業施設が対象。

(主な業種例)

- ・食肉販売業（包装済みの食品のみの販売）・魚介類販売業（包装済みの食品のみの販売）
- ・乳類販売業・冰雪販売業・コップ式自動販売機（自動洗浄、屋内設置）
- ・弁当販売業・野菜果物販売業・米穀類販売業・コンビニエンスストア・百貨店、総合スーパー
- ・自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄、屋内設置）及び営業許可対象を除く）
- ・いわゆる健康食品の製造、加工業・コーヒー製造、加工業・製茶業・海藻製造、加工業
- ・卵選別包装業・集団給食施設（1回の提供食数が20食程度以上）^{※1}
- ・器具、容器包装の製造、加工業（合成樹脂製が使用されたものに限る）^{※2}

（※1）集団給食施設の調理を外部業者が受託する場合、飲食店営業許可が必要

（※2）器具、容器包装の製造、加工業については、「HACCPに沿った衛生管理」は対象外



届出制度のポイント

1 改正食品衛生法の施行時（2021年6月1日）に、届出に移行する旧食品衛生法の営業許可を取得している場合、施行日に届出されたものとみなされ、改めて届出する必要はありません。

（例）2021年6月1日時点で、旧法に基づく「乳類販売業」許可を取得している 等

2 愛知県食品衛生条例に基づく営業届出をしている施設については、条例による届出から法律による届出に制度が変更されるため、改めて届出が必要です。

3 施行日（2021年6月1日）以前に、事前届出することも可能です。

4 届出後に届出事項に変更があった際には変更届、施設を廃止した際には廃止届が必要です。

C 届出対象外業種

- ・食品又は添加物の輸入業
- ・食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵倉庫業を除く）
- ・常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他の品質の劣化による食品衛生上の危害の恐れがない包装食品の販売業
- ・合成樹脂製以外の器具・容器包装の製造業
- ・器具・容器包装の輸入又は販売業
- ・農業及び水産業における食品の採取業
- ・集団給食施設（1回の提供食数が20食程度未満）



届出対象外業種のポイント

農業及び水産業における食品の採取業の範囲

- ・農業

農業者による野菜等の調整（皮むき、洗浄、袋詰め）、簡易な加工（8分割等してラップ等で包装）
農業者が生産食品を未加工で直売（直売所、通販）、収穫体験（ブドウ狩り等）の提供 等

- ・採卵養鶏業

採卵養鶏業者が自ら採卵した卵を未加工で直売（庭先、直売所、通販） 等

- ・水産業

漁業者が水産物を天日干し（干し魚等） 等

申請及び届出の手続と経過措置

1 施行時（2021年6月1日）に、既に営業している場合

改正前	改正後	経過措置	手續
許可業種	A 許可業種	許可期限満了まで有効	許可期限満了までに保健所で許可手續が必要 (許可制度が変更されることから、「新規」許可申請扱いとなりますが、愛知県では「更新」相当の手数料を適用する減免規定を設けています)
	B 届出業種	届出済みとして扱われる (みなし届出)	不要
許可業種 以外 (条例届出 業種含む)	A 許可業種	2024年5月末まで (3年間の経過措置)	経過措置期間中に保健所で許可手續が必要
	B 届出業種	2021年11月末まで (6ヶ月の経過措置)	経過措置期間中に食品衛生等申請システムにより営業の届出が必要 (管轄保健所で紙での届出も可能)
	C 届出対象外 業種	届出不要	不要

2 施行時（2021年6月1日）以降に、新たに営業を行う場合

経過措置はありません。

営業を始める前に管轄の保健所にご相談のうえ、手續を行ってください。

食品衛生等申請システム

2020年7月20日から運用開始となった、厚生労働省が開発・運用するシステムであり、インターネットを通じて申請・届出が可能です。

★食品等事業者の方のページ（初めにPCからアカウントの作成が必要です）

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



★食品衛生申請等システムの利用方法（マニュアル）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628981.pdf>



問合せ先一覧

瀬戸保健所	(0561-82-2196)	半田保健所	(0569-21-3341)	豊川保健所	(0533-86-3188)
豊明保健分室	(0562-92-9133)	美浜駐在	(0569-82-0078)	蒲郡保健分室	(0533-69-3156)
春日井保健所	(0568-31-2188)	知多保健所	(0562-32-6211)	田原保健分室	(0531-22-1238)
小牧保健分室	(0568-77-3241)	衣浦東部保健所	(0566-21-4778)	食品衛生検査所	(052-903-2102)
江南保健所	(0587-56-2157)	安城保健分室	(0566-75-7441)	愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課 食の安全・安心グループ	(052-954-6297)
清須保健所	(052-401-2100)	みよし駐在	(0561-34-4811)		
稻沢保健分室	(0587-21-2251)	西尾保健所	(0563-56-5241)		
津島保健所	(0567-26-4137)	新城保健所	(0536-22-2203)		

ご不明な点、ご相談等は
最寄りの保健所・保健分室等へお問い合わせください。

